慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	国際司法裁判所における「証拠提出義務」に関する一考察
Sub Title	A study on the "obligation to submit evidence" in the International Court of Justice
Author	清水, 翔(Shimizu, Shō)
Publisher	慶應義塾大学大学院法務研究科
Publication year	2022
Jtitle	慶應法学 (Keio law journal). No.47 (2022. 1) ,p.281- 302
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	リサーチペーパー West Law賞受賞論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA1203413X-20220117-0281

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

West Law賞受賞論文

リサーチペーパー

国際司法裁判所における「証拠提出義務」に関する一考察

清　水　　翔

はじめに
I.「証拠提出義務」とは何か
II. ICJ における証拠提出義務の根拠
　II-A. ICJ 規程 49 条
　II-B. 証拠提出を通じた協力
III. 証拠提出義務の発生要件
IV. 証拠提出義務違反の効果
　IV-A. 否定的推論と 2 つの裁量
　IV-B. 証拠提出義務違反と否定的推論の「裁量の下限」
おわりに

はじめに

およそ裁判と名の付く手続において、法廷で証明された事実を法規に当てはめる事で結論を導くという法的三段論法が採用されている以上、法廷における事実認定は訴訟の勝敗について決定的な要素となり得る。国際司法裁判所（ICJ）の訴訟においてこの事実認定は裁判所によって行われるが、そのような事実認定の素材となる個々の証拠の収集・提出は一定の法則の適用を主張する側の訴訟当事国に委ねられてきた[1)]。

もっとも、国家間の紛争に関する証拠は常に証明責任を負う側の訴訟当事国（以下、「証明責任国」と呼ぶ）の支配下に存在しているとは限らず、証明責任を負っていない他方の訴訟当事国（以下、「非証明責任国」と呼ぶ）の領域内に所在する証拠は領

1）同原則に基づいて証明責任を負うのは主に原告であるが、自衛権や対抗措置の成否が問題となる場合はそれらの法則の適用を主張する側、すなわち被告が証明責任を負うことになる。*Case Concerning Oil Platforms（Iran v. U.S.）, Judgment, I.C.J. Reports 2003*, p. 161, para.57.

域国の主権に阻まれる形で入手が不可能となる場合があり得る。ICJ はそのような事態において規程 49 条に基づく証拠提出の要請を行うことができるが、訴訟当事国の主権への配慮から、原則として国内裁判所における文書提出命令のような強制的な措置は原則として認められていない[2)]。

もちろん非証明責任国の非協力的態度によって裁判所の事実認定が不十分なものとなる懸念は古くから存在しており、裁判所による証拠提出の要請は一定の場合においてこれに応じる義務を伴うのではないかという議論は ICJ の設立以前から行われてきた[3)]。実際にいくつかの国際裁判所においてはこの「証拠提出義務」を正面から肯定したものも存在するが、裁判所としての機能や裁判所規程が異なる法廷が採用した結論を直接 ICJ に「輸入」してよいのかという点については慎重な態度を取らざるを得ず、ICJ 訴訟における証拠提出義務の議論は目立った成果を挙げることができなかった。

このような状況が変化したのは近年のことであり、2010 年代に入ってから ICJ はこれまで沈黙を貫いてきた証拠の提出に関する非証明責任国の役割に関する説示を立て続けに行い、2015 年のジェノサイド条約適用事件（クロアチア対セルビア。以下、その他のジェノサイド条約適用事件と区別するため「クロアチア・ジェノサイド事件」と呼ぶ）においてついに、「証拠提出を通じた協力」の義務という形で証拠提出義務を肯定するに至っている[4)]。しかし、国際法上の義務とは発生要件、義務を負う者に対する要求の内容、違反の帰結について検討してはじめてその全容が明らかとなるものであり、ICJ における証拠提出義務は、その内容はともかく発生要件と違反の帰結が不明なままである。

このような問題意識のもと、本稿は ICJ における証拠提出義務の発生要件と違反の帰結について以下の段階を踏んだ検討を行う。まず第 1 章では、本稿が検討の対象と

2）Commentary on the draft Convention on Arbitral Procedure adopted by the International Law Commission at its 5th session / prepared by the Secretariat, International Law Commission, 5th sess., A/CN.4/92,（1955）, p. 61: Michael P. Scharf and Margaux Day, “The International Court of Justice’s Treatment of Circumstantial Evidence and Adverse Inferences”, *Chicago Journal of International Law*, Vol. 13 No. 1,（2012）, p. 127.

3）国際裁判の黎明期における証拠提出の義務付けの例としては、後述の 1907 年ハーグ条約 75 条のほか、アラバマ事件における仲裁合意 4 条 3 項などが挙げられる。John Bassett Moore, *History and Digest of the International Arbitrations to Which the United States Has Been a Party Vol. 1*,（Washington GPO, 1898）, p. 549.

4）*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide（Croatia v. Serbia）, Merits, Judgment, I.C.J. Reports 2015*, p. 3, para.173.

している「証拠提出義務」とは何かを明らかにする。先述の通り、証拠提出義務は国際裁判における証拠の偏在への対応として発展してきた概念であるが、この種の問題意識に立脚した法則は証拠提出義務だけではない。そこで本稿は、そのような他の法則との相違点を中心に検討を行う。第 2 章では、ICJ における証拠提出義務が証拠提出の要請について規定している ICJ 規程 49 条の解釈から導かれるのか、それとも ICJ 規程それ自体とは異なる国際法に基づいて課される義務なのかについて検討する。第 3 章では、証拠提出義務の発生要件について検討する。検討に当たって本稿は、証拠提出義務の究極的な根拠が ICJ 訴訟という紛争解決の手法を採用した当事国の意思にあるという理解をもとに、そのような意思はどのような状況下での証拠提出義務の発生を受忍するものであったかという形で検討を進める。第 4 章では、証拠提出義務違反の帰結として裁判所による否定的推論が行われる可能性について、言い換えると証拠提出義務違反と否定的推論の関係性について検討する。

I.「証拠提出義務」とは何か

ICJ において、小前提を構成する具体的事実は証拠による証明によって確定するが、ICJ は、十分な証拠が揃わなかった場合であっても、証拠不十分の不利益を一方の訴訟当事国に帰属させることで、紛争を処理している[5)]。すなわち、証明責任という制度は証拠不十分による裁判不能を回避すると同時に、訴訟当事国に証拠不十分による敗訴の可能性を示すことで証拠の提出を促す制度であるとも言える。そして、いずれの当事国がこの不利益を被るか、すなわち証明責任の所在について ICJ は、法の一般原則である *onus probandi actori incumbit* に基づきこれを決定しており、法則の適用を主張する者が主張に関連する事実の証明責任を負うことになる[6)]。

もっとも、この「主張を行うのは誰か」という証拠へのアクセス可能性とは異なる事情を重視する証明責任の分配基準は、証明責任国に対する過大な要求に繋がりかねない。主権国家間の紛争を処理する国際裁判においては特に、証拠の偏在によって証明責任国が十分な証拠を収集できないといった事態が想定されるため、国際法はいく

5）Markus Benzing, “Evidentiary Issues”, in Andreas Zimmermann and Christian J. Tams（eds.）, *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary*,（Oxford University Press, 2019）, p. 1382.

6）*Pulp Mills on the River Uruguay（Argentina v. Uruguay）, Judgment, I.C.J. Reports 2010*, p. 14, para. 162.

つかの「改善策」を採用、あるいは議論してきた。

ICJ においてこれまで問題となった「改善策」は状況証拠の採用[7)]、否定的推論[8)]、証明責任の転換が挙げられるが[9)]、本稿が扱う証拠提出義務はそのような「改善策」の一種と位置付けることができる。これらの「改善策」はその構造やアプローチの対象に応じて区別されているが、ここに「証拠提出義務」を加えて検討を行うに際して、また本稿の射程を明らかにするために、本稿は証拠提出義務を以下の要素を備えたものとして定義する。

第一に、証拠提出義務は裁判所による証拠提出の要請に応じる義務である。この義務性は、同じく主張を行う側とは異なる訴訟当事国に対し証拠の提出を求める証明責任転換法理や否定的推論との最大の相違点である。というのもまず、証明責任転換法理はその語義通り証明責任を一定の主張を行う側とは異なる訴訟当事国に帰属させるものであるが、そもそも証明責任とは証拠不十分がもたらす不利益をいずれの当事者が引き受けるかという問題であり[10)]、「証拠を提出すべし」という要求は副次的に発生するものにすぎない。したがって、証明責任国の証拠不提出は請求棄却という効果をもたらすことはあっても国際違法行為を構成するわけではない[11)]。否定的推論についても、両者は共に裁判所の証拠提出の要請に応じなかった不作為に対する評価の問題ではあるが、否定的推論が当該不作為からどのような事実が導き得るかという証

7）*Corfu Channel Case,（U.K v. Albania）, Judgment of April 9th, I.C.J. Reports 1949*, p. 18.

8）*Case Concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide,（Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro）, judgement, I.C.J. Reports 2007*, p. 43, paras. 205-206: *Ibid*., p. 18. ここで言う「否定的推論（Adverse Inference）」とは、訴訟当事者の証拠不提出や証拠の提出に関する裁判所の要請に対する拒否を一種の状況証拠とし、拒否を行った当事者に不利な事実を認定するという事実認定の手法を指す。Alexander Sevan Bedrosyan, “Adverse Inferences in International Arbitration: Toothless or Terrifying?”, *University of Pennsylvania Journal of International Law*, Vol. 38, No. 1,（2016）, p. 247.

9）*Ahmadou Sadio Diallo（Republic of Guinea v. Democratic Republic of the Congo）, Merits, Judgment, I.C.J. Reports 2010*, p. 639, paras. 55-56.

10）深坂まり子「国際司法裁判における証明責任（1）結果責任と証拠提出責任の識別」『上智法学論集』52 巻 4 号（2009 年）171、174-176 頁。

11）ICJ の訴訟において、証明責任国による証明活動が裁判官の心証を十分に形成し得なかったことをもって国際法違反を構成すると判断された例は、少なくとも筆者の知る限りにおいては存在しない。例えばオイルプラットフォーム事件において裁判所は Sea Isle City に対する攻撃がイランによるものであることを証明する責任はアメリカが負っており、アメリカはその責任を十分に果たすことができなかったことを認定したが、そのことが何らかの国際法違反を構成するとは説示していない。*supra* note 1, paras. 57-61.

拠の証明力の評価であるのに対し、証拠提出義務は不作為の適法性に関する評価であり、やはり両者は区別される[12)]。

また、証拠提出義務はあくまで裁判所に求められた証拠を提出する義務であり、一定の事項を証明する義務ではない。この点においても一定の事項の存在・不存在について裁判所の心証を形成するだけの証拠の提出、即ち「証明」が要求される証明責任転換法理と証拠提出義務は異なるものである。

第二に、証拠提出義務は非証明責任国について発生する義務である。これは証明責任が法則の適用を主張する側に帰属するという証明責任の分配法則に対する修正である証明責任転換法理とは異なり、証拠提出義務は証明責任を負う側が証拠を提出すべきであるという原則に対する修正であることを意味している。

このように、証拠提出義務は証拠の偏在の弊害を緩和するためのその他の「改善策」とは区別されるものであるが、証拠提出義務の検討を行うに際してとりわけ大きな意味を持つのがその義務性であろう。証拠提出義務が裁判所の求めに応じる義務である以上、その法的拘束力を検討する際はまず ICJ 規程 49 条を参照すべきであるが、「裁判所は、弁論の開始前でも、書類を提出し、又は説明をするように代理人に要請することができる」と規定する同条は、一見して訴訟当事国に対して義務を課すものであるか否かが明らかではない[13)]。また、証拠提出義務が ICJ 規程 49 条以外から導かれる可能性についても検討すべきであろう。ICJ 訴訟において適用される法則は規程に限定されている訳ではなく、例えば先述の *onus probandi actori incumbit* も、ICJ はこれを ICJ 規程の特定の条文の解釈の結果として導かれる法則ではなく法の一般原則として適用している[14)]。

したがって本稿は以下、ICJ における証拠提出義務の根拠について、ICJ 規程 49 条の証拠提出要請それ自体が被要請国に対しこれに応じる義務を課している可能性と、ICJ 規程 49 条とは別に、訴訟当事国が裁判所の要請に応じる義務を負っている可能性について検討する。

12）証拠提出義務違反という評価と否定的推論の関係性については本稿第 4 章において詳述する。

13）例えば、国連の安全保障理事会が決議において用いる表現においても、「要請（call upon）」はその法的拘束力について議論が分かれるものと考えられている。岩沢雄司『国際法』（東京大学出版会、2020 年）497 頁。

14）*Sovereignty over Pedra Branca /Pulau Batu Puteh, Middle Rocks and South Ledge,（Malaysia v. Singapore）, Judgment, I.C.J. Reports 2008*, p. 12, para. 45.

II. ICJ における証拠提出義務の根拠

II-A. ICJ 規程 49 条

先述の通り、ICJ 訴訟においては原則として訴訟当事国によって提出された証拠を用いた事実認定が予定されており、一定の法則の適用を主張する訴訟当事国が当該主張に関連する事実の証明責任を負うことになる[15)]。もっとも、証明責任という概念は裁判所自身による情報の収集を禁止するものではなく、裁判所は ICJ 規程 49 条および規則 62 条 1 項に基づき[16)]、情報収集のため、あるいは証明責任国が証拠を十分に収集できない状況においては訴訟当事国間の公平や衡平を確保するために[17)]、書類を提出し、又は説明をするように代理人に要請することができる。ICJ における証拠提出義務の出発点は、当該「要請（call upon）」が被要請国に対して何らかの義務を課すものであるか否かである。

この問題を検討するにあたり参考となるのが、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解（以下、「DSU」と呼ぶ）の解釈として証拠提出義務を導いた WTO のカナダ民間航空機事件である[18)]。同事件において上級委員会は、（1）DSU の 13 条が要請に応じる加盟国の義務を課していないとすると、13 条 1 項がパネルに与えている「情報提供を要請する権利」が無意味なものになること[19)]、（2）応答の義務性を否定す

15）*supra* note 6, para. 162.

16）ICJ 規則 62 条 1 項の条文は以下の通りである。なお、特に断りがない限り、本稿における条約本文の引用は公定訳を用いている。

ICJ 規則 62 条 1 項

裁判所は、争点となっている問題の一切を明らかにするために、裁判所が必要と考える証拠を提出しもしくは説明を行うように当事者にいつでも要請することができ、またはこの目的のためにその他の情報を自ら収集することができる。

17）*Case Concerning Oil Platforms (Iran v. U.S.), Separate Opinion of Judge Owada, I.C.J. Reports 2003*, p. 306, para. 47.

18）DSU13 条 1 項の条文は以下の通りである。

各小委員会は、適当と認めるいかなる個人又は団体に対しても情報及び技術上の助言の提供を要請する権利を有する。この場合において、小委員会は、いずれかの加盟国の管轄内にある個人又は団体に対して情報又は助言の提供を要請するに先立ち、当該加盟国の当局にその旨を通報する。加盟国は、小委員会が必要かつ適当と認める情報の提供を要請した場合には、速やかかつ完全に応ずるべきである。提供された秘密の情報は、当該情報を提供した個人、団体又は加盟国の当局の正式の同意を得ないで開示してはならない。

19）*Canada — Measures Affecting the Export of Civilian Aircraft*, WT/DS70/AB/R, Report of the Appellate Body of 2 August 1999, para. 188.

ると、パネルがDSUに基づいて負う任務と責任を加盟国が自由に妨げることができてしまうこと[20]、(3) DSUの解釈において“should”という文言が義務的な意味合いで用いられた前例があることを根拠に[21]、パネルによる情報提供の要請はこれに対応する被要請国の義務を発生させると説示した。同事件は確かに本稿の定義する証拠提出義務の発生を肯定するものであるが、(3) の理由付けから見て取れるように、上級委員会が注目していたのは「要請」の解釈ではなく「速やかかつ完全に応ずるべきである」という部分の解釈である。

この「要請」と「義務的対応」の分離という構造はICJ規程の源流ともいえる1907年のハーグ国際紛争平和的処理条約（以下、「1907年ハーグ条約」と呼ぶ）にも見出すことができる。同条約は69条において「裁判部ハ又当事者ノ代理人ニ一切ノ証書ノ提出ヲ請求シ且必要ナル一切ノ説明ヲ求ムルコトヲ得其ノ拒絶アリタル場合ニハ其ノ旨ヲ記録ス」と規定することで訴訟当事国に対する「要請」を、75条において「当事者ハ紛争決定ノ為必要ナル一切ノ方法ヲ其ノ為シ得ヘシト認ムル限充分ニ裁判部ニ提出スヘシ」と規定することで訴訟当事国に対する「義務的対応」を定めている。訴訟当事者の証拠提出義務を導くにあたって同条約を参照している米墨一般請求委員会Parker事件も証拠提出の義務性を論じるにあたって引用したのは75条のみであり[22]、同条約からICJ規程に承継されている「要請」は1907年ハーグ条約の時点から既に訴訟当事国に対する証拠提出義務を導くものではなかったと考えるべきであろう。

このように、過去に証拠提出義務を肯定した条文や国際判例は、証拠提出義務を裁判所の「要請」それ自体からは導いておらず、「要請」の実効性を補強する別の条文から導いている。それに加えて、ICJ規程が「要請」という表現を用いている53条においても、裁判所が欠席当事国の他方当事国にとって有利な判決を下すことが義務付けられるとは考えられておらず、WTOの上級委員会が注目した要請の権利性についても、1907年ハーグ条約の前身となる1899年のハーグ条約の起草過程において、要請が被要請国に対して義務を課すものでないことを確認する意味を込めて最終的に排除されている[23]。ICJ規程49条を巡る学説も要請の義務性について否定的であり[24]、同条に基づく要請の義務的性質はこれを肯定すべき理由はないと思われる。

20）*Ibid*., para. 189.

21）*Ibid*., para. 187.

22）*William. A. Parker（U.S.）v. United Mexican States*, R.I.A.A., Vol. IV 1926, p. 35, para. 7.

II-B. 証拠提出を通じた協力

では、証拠提出義務の根拠を ICJ 規程 49 条の他に求めることはできないだろうか。先述のカナダ民間航空機事件や Parker 事件は証拠提出の要請に応じる義務を証拠提出の要請を行う裁判所の機能に関する条文とは別の条文に求めているが、同様の論理構成が ICJ において採用可能であるかが問題となる。

このような形式の証拠提出義務は、ICJ においては「訴訟協力の義務」の一環として証拠提出義務を導けないかという形で発展してきた[25)]。国際裁判の文脈における「訴訟協力」の形態はコンプロミの作成や仲裁の選択といった様々な形で行われるが[26)]、裁判所による事実認定を補強するために、証明責任の所在にかかわらず訴訟当事国が自己の有する証拠を提出する行為もまた一種の訴訟協力である。例えば、インド・パキスタンの仲裁事例において両当事国は自発的に様々な証拠を提出し、仲裁はそのような訴訟当事国の態度を好ましい「訴訟協力」の一形態として賞賛している[27)]。問題は、この「訴訟協力」は訴訟当事国に対し何らかの義務を課すものなのか、そして当該義務は ICJ の訴訟においても発生し得るかである。

この問題について、ICJ 訴訟において訴訟協力の名のもとに訴訟当事国に証拠の提出義務を課し得る可能性について示唆した事例がパルプ工場事件である。同事件において裁判所は「もちろん原告は主張に関連した証拠を提出すべきであるが、そのことは被告が、自己の有する裁判所による紛争解決の助けとなるような証拠の提出を通じた協力を行うべきでないことを意味しない」と述べ[28)]、やや婉曲な表現をもって ICJ における「訴訟協力」について言及しているが、これを ICJ における訴訟協力義務に関する説示であると捉えるにあたっては、以下の 2 点について検討を要する。

第 1 に、同事件において示された「証拠提出を通じた協力」は義務なのかという点である。これを義務と考える論者も確かに存在するが[29)]、裁判所はあくまで「協力を行うべきでないことを意味しない」としか述べておらず、その義務的性質には疑問

23）James Brown Scott, *Proceedings of the Hague Peace Conferences: Translation of the Official Texts the Conference of 1899*,（Oxford University Press, 1920）, p. 738.

24）ILC commentary, *supra* note 2, p. 189.

25）*supra* note 5, p. 1385.

26）Chittharanjan F. Amerasinghe, *Evidence in International Litigation*,（Martinus Nijhoff, 2005）, p. 96.

27）*The Indo-Pakistan Western Boundary（Rann of Kutch）between India and Pakistan（India, Pakistan）, Award*, R.I.A.A., Vol. XVII 1968, p. 11.

28）*supra* note 6, para. 163.

が残る。第 2 に、「証拠提出を通じた協力」が義務であったとしても、それは「証拠提出義務」を意味するのかという点である。「証拠提出を通じた協力」義務は、「協力（義務）」や「（証拠資料の）提出」という 2 つの概念が複雑に混在しており、その内容が果たして証拠提出の義務付けを意味しているのかは必ずしも明らかではない。では、これらの点についてどう考えるべきであろうか。

まず 1 点目について、この問いに正面から答えているのがクロアチア・ジェノサイド事件である。同事件において原告クロアチアは、自らが証明責任を負うとしても、セルビアの排他的支配の下行われた行為に関してはセルビアが最も証明に適した地位にあるため、セルビアは訴訟協力の観点から証拠の提出を行うべきであり、合理的な説明なくそのような証拠の提出を拒否したセルビアの態度について、裁判所は否定的推論を行うべきであると主張した[30]。これに対し裁判所は、パルプ工場事件の「証拠提出を通じた協力」が示されたパラグラフを引用しつつ、「ある事実を主張する当事者が原則として証明責任を負うとして、このことは、他方当事者が『保有する証拠資料で、裁判所による紛争処理に貢献しうるものを提出すること』を通じた協力義務から当該他方当事者を解放するものではない」と説示した[31]。同説示はパルプ工場事件で示された「証拠提出を通じた協力」が義務であることを確認するものである。

2 点目について参考となるのが、WTO のアルゼンチン履物事件である。同事件においてパネルは、訴訟当事者は事実や証拠の提出に関して協力する義務を負っており、そのような義務の最も重要な帰結は、非請求国による、自己のみが有する証拠の提出義務であると説示し、「証拠の提出について協力する」義務という、クロアチア・ジェノサイド事件とほぼ同じ表現・構造の義務から「証拠提出義務」を導いている[32]。同事件は ICJ における事例ではないものの、パネルが上記の理論を国際裁判における一般論として展開している点や、異なる裁判所の判断とはいえ、ICJ が敢えてこれと異なる意味を持たせているという根拠の不存在から、WTO における説示と同様に「証拠提出を通じた協力」義務という表現は訴訟協力の一種としての訴訟当事

29）Juan José Quintana, *Litigation at the International Court of Justice: Practice and Procedure*,（BRILL, 2015）, p. 395.

30）*supra* note 4, para.170.

31）*Ibid*., para.173. 訳については中島啓『国際裁判の証拠法論』（信山社、2016 年）194 頁を参照。

32）*Argentina - Measures Affecting Imports of Footwear, Textiles, Apparel and Other Items*, WT/DS56/R, Report of the Panel of 25 November 1997, para. 6.40.

国による証拠提出の義務を意味すると考えるべきであろう。

このように、ICJ における証拠提出義務の根拠は ICJ 規程 49 条から直接導かれる義務というよりむしろ、ICJ 訴訟を遂行するにあたって訴訟当事国が負う訴訟協力の義務に求めることができる。もっとも、実際問題として ICJ は規程 49 条の要請さえあれば何時如何なる状況下でも証拠提出義務が発生するという運用を行っている訳ではないため[33]、同事件が示した証拠提出義務は一定の条件のもとでのみ発生する義務であると考えるべきである。したがって本稿は以下、証拠提出義務の発生要件について検討する。

III. 証拠提出義務の発生要件

証拠提出義務の発生要件について、パルプ工場事件およびクロアチア・ジェノサイド事件はこれを明らかにしていないが、本稿は証拠提出義務が訴訟当事国のいかなる合意の上で発生している義務なのかという点に着目し、これを明らかにする。というのも、そもそも国際法上の義務は国家が当該義務に拘束されることに合意することで発生するものであり、そのような合意なしに自然発生するものではない。国家が国際裁判を行うにあたって負う義務も例外ではなく、証拠提出義務もまた、国家が国際裁判を行うにあたって明示的、あるいは黙示的に合意していたが故に負う義務ということになる[34]。

問題はそのような合意がいかなる形で存在していたかであるが、これは司法的解決の選択という訴訟当事国の意思に求めることができる[35]。しばしば引用される Mani の指摘にあるように、裁判による紛争解決は「事実の真空状態」で為し得るものではない[36]。したがって、国際裁判という手法を選択した段階、すなわち ICJ 訴訟にお

33）規程 49 条の要請が行われたにもかかわらず訴訟当事国が証拠の提出を拒み、ICJ がそのような態度を証拠提出義務違反と認定しなかった例として *supra* note 7, pp. 18–23.

34）なお、本稿の議論の射程は共同付託や応訴管轄のように個別の事案ごとの合意だけではなく、選択条項受諾宣言や裁判条項のような個別の事件を前提としたものではない一般的な合意についても及ぶと考えるべきである。というのも、後者のような一般的な合意であっても宣言国・条約当事国が一定の類型の紛争について ICJ 訴訟という紛争解決の手法を選択しているという構造に変わりはなく、実際にクロアチア・ジェノサイド事件における管轄権の根拠も裁判条項によるものであった。*Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide（Croatia v. Serbia）, Preliminary Objections, Judgment, I.C.J. Reports 2008*, p. 412, para. 1.

いては裁判所の管轄権を受け入れた段階で、当事国は裁判所が客観的な真実に到達できるよう証拠を提出する義務を受け入れたと考えるべきであろう[37]。

そして、国家が証拠提出義務を基礎づける合意が上記のようなものである以上、証拠提出義務は少なくとも、(1) 提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況の発生、(2) 当該証拠の提出の要求が合理的に受忍すべき範囲を超えていないことという 2 つの発生要件を有していると考えられる。以下これら 2 要件について、その内容とそれが導かれる理由について詳述する。

まず (1) の要件について、「提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況」とは、証明責任国による証明のみでは「事実の真空状態」が解消されない状況を指す。証拠提出義務の発生に関する黙示の合意が「『事実の真空状態』において裁判は成しえない」という問題意識に基づいている以上[38]、証拠提出義務はそのような真空状態を解消するため必要な範囲でのみ発生する[39]。そして、ICJ 訴訟においては証明責任国による「事実の真空状態」の解消が期待されているため、証明責任国が負う証拠提出義務は、証明責任国が自らの主張を基礎づけるにあたって提出し得る証拠を提出しつくしてなお残る「事実の真空状態」を埋めるために、その範囲で発生するのである。

「提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況」の具体的な例として挙げられるのが、訴訟の勝敗を決するような重大な事実について、証明責任国と非証明責任国の間に証拠の偏在が発生している状況である[40]。もちろんそ

---

35) V. S. Mani, *International Adjudication: procedural aspects*, (Brill Archive, 1980), p. 198: Mojtaba Kazazi, *Burden of Proof and Related Issues: A Study on Evidence Before International Tribunals*, (Martinus Nijhoff Publishers, 1996), p. 120: James Gerard Devaney, *Fact-Finding before the International Court of Justice*, (Cambridge University Press, 2016), p. 194.

36) Mani, *Ibid*., p. 198.

37) 例えば、米独混合請求委員会の Sabotage 事件において仲裁は「仲裁に合意した国家は真実 (real truth) 発見のために誠実に努力する義務を負うことがよく認識されている (well recognized)」と述べているが、このような説示は「事実の真空状態」を解消する義務の根源が仲裁という紛争解決手段であるとする見解と親和的である。*Lehigh Valley Railroad Company, Agency of Canadian Car and Foundry Company Limited, and Various Underwriters (U.S.) vs. Germany*, R.I.A.A., Vol. VIII 1930, p. 85.

38) Mani, *supra* note 35, p. 198.

39) したがって、コルフ海峡事件におけるイギリスや、2007 年ジェノサイド条約適用事件におけるボスニア・ヘルツェゴヴィナのように、証明責任国が証明上不利な立場に立たされてはいるものの、証明の手段は未だに残されているといった状況下では証拠提出義務は発生しない。*supra* note 7, pp. 18-23: *Genocide case, supra* note 8, paras. 205-206.

のような状況下でも理論上は証明責任国敗訴の判決を下すことは不可能ではない。しかし、事案を解明するための証拠が明らかに不足している状態で、証明責任の所在という形式的な理由のみを根拠に下された判決は紛争解決に資するものでなく、ICJ を用いた紛争解決に合意した両訴訟当事国の意思に反する。したがって、そのような状況において、非証明責任国は自己の有する証拠を提出する義務を負うことになる。

（2）の要件について、同要件は「たとえ『事実の真空状態』の解消に必要であったとしても、紛争当事者はこの情報の開示にはさすがに合意していなかったであろう」という、黙示の合意の解釈として、当該合意からさらに黙示的に排除される範囲に関する問題であり、一定の状況下で証拠提出義務の発生を妨げるいわば消極的要件である。国家は十分な情報に基づく適切な裁判を至上の国家利益としているわけではなく、後述の例のように ICJ に一定の証拠を提出することによって自国の安全保障が脅かされる可能性があるような場合においても、当該利益を犠牲にして ICJ 訴訟における「事実の真空状態」を解消する意図があったと考えることは難しい。したがって、ひとたび国家が裁判所の管轄に合意したからといって、そのような合意は無制限の情報開示を約したと解するべきではなく、証拠提出義務は司法的解決を希望した訴訟当事国の意思に照らし、合理的に受忍すべき範囲においてのみ発生すると解するべきである。

そして、同要件は一定の「正当事由」、とりわけ「安全保障上の利益」を理由とした証拠提出の拒否の可否という形で問題となる。この「安全保障上の利益」に基づく証拠提出の拒否は ICJ の過去の事例においてしばしば主張されているが[41)]、証拠提出義務の文脈において ICJ がこれをどのように評価しているかは明らかではない。例えば、コルフ海峡事件においてイギリスは規程 49 条の要請に対し、naval security を根拠に XCU 文書の提出を拒否しているが、ICJ はこれに対して証拠提出義務違反について言及していない。しかし、同事件の評価としては、ICJ は機銃砲口の向きといった客観的事情からイギリスの航行の無害性を肯定する結論に達していたと考える

40）ここで言う「証拠の偏在」とは、「証明責任国が非証明責任国の排他的支配によって、国家責任の根拠となる事実を証明するための証拠を用意できない状況」を指す。これはコルフ海峡事件において示された「直接証拠の偏在」という極めて緩やかな「証拠の偏在」認定の手法とは異なっているが、*Corfu Channel Case, Ibid*., p. 18. 証拠提出義務の文脈における「証拠の偏在」とは、証明責任国が、直接・間接証拠を問わず、その有するいかなる証拠をもっても「事実の真空状態」を解消できない状況を指すと考えるべきであろう。

41）*Ibid*., p. 32: *Genocide case, supra* note 8, para. 205.

ことも可能であり[42]、そうであるならば同事件は（1）の要件である提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況を満たしていなかったことになる。したがって、同事件においてICJがイギリスによる証拠提出義務の認定を行わなかったとしても、そのことはICJがnaval securityが証拠提出拒否の「正当事由」と考え、（2）の要件に基づき証拠提出義務の適用を行わなかったからであるとは言い切れない[43]。

2007年ジェノサイド条約適用事件においても同様に、ICJは原告が他の手段による証明を行い得た点について言及しており[44]、こちらも（1）の要件を満たしていなかったことになる。したがって、現時点において（2）の要件はその存在を論理的に導くことはできても、具体的にどのような状況下で適用されるのかについて結論を出すことは困難である[45]。

また、本稿における2要件とは別に証拠提出義務の要件について説示している事例も存在する。たとえばWTOのアルゼンチン履物事件においてパネルは、証拠提出の義務は①証明責任国が証拠提出のための最善の努力を尽くし、②実際に一応の証拠（some *prima facie* evidence）が提出された上ではじめて発生する義務であると指摘している[46]。

もっとも、このうち①の要件は、本稿の示した枠組みにおける（1）の要件の考慮事情と考えるべきであろう。証拠提出義務はその適用にあたり、（1）の要件として提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況が現に発生していることが明らかとなっていなければならないが、当該要件の「協力抜きには（…）

42）中島、前掲注31）191頁。

43）この点について、バルセロナ・トラクション事件においてJessup判事は敵対国への情報流出を防止する慣行の存在について指摘している。しかし当該個別意見は否定的推論に関する文脈で述べられており、同個別意見が「そのような慣行があるから安全保障上の理由に基づく提出拒否は『提出された場合、当事者に不利な事実を暴露したであろう』との推論は妨げられる」という趣旨なのか、否定的推論の可否にとどまらず、「国家には安全保障上の理由に基づく提出拒否を行う権利がある」という趣旨なのかは判然としない。*Barcelona Traction, Light and Power Company, Limited（Belgium v. Spain）, Separate Opinion of Judge Jessup, I.C.J. Reports 1970*, p. 161, para. 97.

44）*Genocide case, supra* note 8, para. 206.

45）なお、安全保障上の利益以外にも今後、個人の人権や経済的な損失といった事項が証拠提出拒否の根拠として主張される可能性も否定できない。

46）*supra* note 32, para. 6.40. 同要件は特定の裁判所や仲裁におけるルールというより国際裁判における一般論としての説示と考えられる。

行い得ない」ことを示す最も適当な方法は、証明責任国が実際に証拠提出のため最善の努力を尽くすことである。

②の要件はICJ訴訟による紛争解決を選択した以上「事実の真空状態」を埋める義務を負うという証拠提出義務の根拠から必然的に導かれる要件とは言えない。もっとも、本稿の検討はICJ訴訟において証拠提出義務が導入される以上最低限求められる要件をその法的拘束力の根拠から導くものであり、上記（1）（2）以外の要件が存在する可能性を排除するものではない。したがって、今後アルゼンチン履物事件において示された②のような要件がICJによって示される可能性も否定できない。

では、証拠提出義務を負っている訴訟当事国が当該義務に違反した場合、何が起こるのだろうか。証拠提出義務は訴訟当事国に課される国際法上の義務であるが、当該義務の違反に対して金銭による賠償等を命じることが適切であるとも思えない。確かに我が国の民事訴訟法第225条は文書提出命令に従わない非訴訟当事者の第三者については過料をもってこれに対応する旨規定しているが[47]、訴訟当事者の文書不提出を最も効果的に抑止する「制裁」は当該訴訟当事者に不利な判決であって[48]、ICJ訴訟の文脈においてそれは裁判所による否定的推論の行使ということになる。

したがって本稿は以下、否定的推論との関係性を中心に、証拠提出義務違反の法的帰結について検討する。

IV. 証拠提出義務違反の効果

IV-A. 否定的推論と２つの裁量

証拠提出義務違反の法的帰結としての否定的推論について検討するにあたり、まず問題となるのが、ICJにおける否定的推論はどのような状況において行われ、あるいは行われず、そして誰がそれを決めるのかという問いである。

この点について、バルセロナ・トラクション事件においてJessup判事は否定的推

47）（第三者が文書提出命令に従わない場合の過料）
第二百二十五条　第三者が文書提出命令に従わないときは、裁判所は、決定で、二十万円以下の過料に処する。

48）我が国の民事訴訟法第224条も訴訟当事者の文書不提出に対しては「裁判所は、当該文書の記載に関する相手方の主張を真実と認めることができる」と規定しており、訴訟当事者の文書不提出と非訴訟当事者の文書不提出で対応を分けている。

論について Wigmore の著書を引用しつつ、「当事者が所有している関連文書を要求に応じて提出しなかった場合、その文書が『提出された場合、当事者に不利な事実を暴露したであろう』との推論があり得る」と述べており、その論理構造を特殊な法定証拠法則の適用ではなく、推論による事実認定の一種と捉えている[49]。また、2007 年のジェノサイド条約適用事件における Al-Khasawneh 判事も否定的推論をコルフ海峡事件で示された「自由な推論」の一種と捉えており[50]、否定的推論の行使・不行使は推論を用いた通常の事実認定と同様に自由心証主義に基づく裁判所の裁量に委ねられていると考えるべきであろう。

ICJ における自由心証主義はニカラグア事件においてその内容が明らかにされているが[51]、一切の制限がない訳ではなく、司法手続の一般原則や衡平といった制限を受ける[52]。また、状況証拠からの推論という事実認定の手法についても一定以上の合理性が求められ[53]、こちらも否定的推論に関する裁量の制限として機能するものと思われる。

このように、裁判所が行う否定的推論には一定の制限が存在するが、その内容はど

49）*supra* note 43, para. 97.

50）*Case Concerning Application of the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, (Bosnia and Herzegovina v. Serbia and Montenegro), Dissenting Opinion of Vice-President Al-Khasawneh, I.C.J. Reports 2007*, p. 231, para.35.

51）*Military and Paramilitary Activities in and against Nicaragua (Nicaragua v. U.S.), Merits, Judgment, I.C.J. Reports 1986*, p. 14, para.60. ほかにも自由心証主義に言及がなされた事例として、*Certain German Interests in Polish Upper Silesia (Merits), PCIJ Series A, No. 7*, (1927), p. 73.

52）司法手続の一般原則について *Nicaragua case, Ibid*., para. 60. また、その具体的内容については必ずしも明らかではないが、学説では証明基準（Standard of Proof）の設定に関する議論という形で盛んに検討されている。そのような議論において、証明基準に影響を与える要素として挙げられているのは、事案ごとの一貫性 Kazazi, *supra* note 35, p. 323. や、適用法規の性質や事案の重大性 James A. Green, "Fluctuating Evidentiary Standards for Self-Defense in the International Court of Justice", *International and Comparative Law Quarterly*, Vol. 58, (2009), p. 170. などである。衡平については、PCIJ の黎明期の時点において既に、自由心証主義は衡平に基づかなければならないという点について広範なコンセンサスが取れていたものと考えられる。Series D: Acts and Documents concerning the organization of the Court, Preparation of the Rules of Court of January 30th, Series D. No. 2. (1922), p. 303. また ICJ においても、証拠法則は訴訟当事国間の公平と衡平の理念に照らし適用される必要があるとの指摘が存在する。*supra* note 17, paras. 47−52.

53）*Corfu Channel Case (U.K v. Albania), Dissenting opinion by Judge ad hoc Ečer (translation), I.C.J. Reports 1949*, p. 120. また、dolus specialis についての推論に関するものであるが、*supra* note 4, para. 148.

のようなものだろうか。否定的推論はある訴訟当事国の証拠不提出という事実をどう評価するかという問題であり、当該事実の過大な評価だけではなく過小な評価も非合理的な推論を構成し得る。したがって否定的推論の裁量は、一定の状況下で「裁判所は否定的推論を行ってはならない」という「裁量の上限」だけでなく、「裁判所は否定的推論を行わなければならない」という「裁量の下限」も存在し、それぞれについて検討を要する。

まず「裁量の上限」について、否定的推論行使の一般的な権限が肯定されている現代において、「裁量の上限」はもっぱら証拠提出義務について検討したように、一定の「正当事由」に基づく証拠提出拒否が行われた場合、裁判所は否定的推論を行使し得るかという形で問題となる[54]。

この点確かに、ICJ はコルフ海峡事件および 2007 年のジェノサイド条約適用事件において、安全保障を理由とする証拠提出の拒否あるいは証拠の一部不開示を行った訴訟当事国に対して、否定的推論を用いた事実認定を行っておらず、ジェノサイド条約適用事件においては証拠提出の要請すら行っていない[55]。しかし、これらの事件において裁判所は裁量の逸脱・濫用となるおそれがあるから否定的推論を行い得なかったのか、それとも当該事件における否定的推論の行使・不行使は裁量の範囲にあるものの、裁量の行使として否定的推論を行わなかったのかを明らかにしておらず[56]、ICJ 訴訟において証拠提出の「正当事由」が「裁量の上限」を画定するものであるという決定的な証拠は存在しない。

もっとも、仮に証拠提出要請の拒否理由が正当であることそれ自体が裁判所の裁量

54）一定の正当事由に基づく証拠提出の拒否は否定的推論行使の際の考慮要素としてしばしば議論されている。*supra* note 26, pp. 136–137.

55）*supra* note 7, p. 32: *Genocide case, supra* note 8, paras. 205–206.

56）ジェノサイド条約適用事件において裁判所は否定的推論の行使を訴える原告ボスニア・ヘルツェゴヴィナの主張を指して、「裁判所はその結論を自由に導くことができるという原告の指摘について留意を怠らなかった」と述べている。*Genocide case*, *Ibid*., para. 206. 同説示は ICJ が否定的推論の権能を有する根拠としてしばしば引用されるが、これを裁判所が一般的に否定的推論の権限を有しているか否かに関する説示ではなく、安全保障を理由とする資料の黒塗りが行われた同事件においても裁判所は否定的推論を行い得たことを示すものであると捉えた場合、安全保障という証拠提出拒否の理由は必ずしも裁判所の裁量を制限するものではないという結論を導き得る。もっとも、「安全保障」といってもその内容は様々であり、当該証拠資料の開示が証拠保有国のどのような安全保障問題に、どの程度の悪影響を与えることが、どの程度証明されているかといった事情次第では裁判所の裁量が制限される可能性も現時点においては否定できない。

に対して影響を与えないとしても、推論に関する「合理性」の要求を介することで、間接的に裁判所の裁量が制限される可能性は否定できない。というのも、否定的推論は、「証拠を提出しないのは、そのような証拠がその保有国にとって不利なものだからであろう」という経験則に基づくことでその合理性を確保している。したがって、提出を拒否したのは当該証拠が自己に不利だからではなく、当該証拠の開示によって敗訴可能性とは異なる不利益、すなわち安全保障上のリスクといった不利益がもたらされるが故であることが明らかとなった場合、裁判所が証拠不提出の事実をもって拒否国に不利な事実認定を行うのは合理性を欠くことになり、結果的に裁判所の裁量を制限することになるのである。

次に「裁量の下限」について、ICJ の訴訟においてはしばしば、ある訴訟当事国が要求した証拠を他方当事国が提出しなかった場合において、裁判所は否定的推論を行うべき（Should）であるという主張が行われ[57]、あるいは否定的推論に対する ICJ の消極的な態度に対する批判が行われているが[58]、同問題を ICJ が否定的推論を行わなければならないという、裁量の限界の問題として正面から論じられることはなかった[59]。否定的推論が状況証拠による推論であり、誤審を引き起こす可能性が決して低くない以上[60]、これを行わないという「裁量の下限」は「裁量の上限」と比べて緩やかに判断されるべきであり、ICJ 訴訟においてこれまで、その不行使が裁量の逸脱や濫用となるかが問題とならなかった点は無理もないことであろう。

しかし、ICJ 訴訟における証拠提出義務の出現は、「裁判所へ証拠を提出すべし」という要請を、ICJ 規程 49 条に基づく非拘束的なそれから一歩進めるものであり、そのような要求の質的変化が否定的推論に関する「裁量の下限」に影響を与える可能

57）例えば、*supra* note 4, para. 170.

58）*supra* note 50, para. 35.

59）ICJ 以外の国際裁判においては、「要件化」という形で否定的推論の行使を制御しようという試みは存在する。例えば Jeremy K. Sharpe, “Drawing Adverse Inferences from the Non-production of Evidence”, *Arbitration International*, Vol. 22,（2014）, p. 551.

60）実際にコルフ海峡事件においては複数の裁判官が状況証拠に基づく推論による事実認定の危険性について指摘している。*Dissenting opinion by Judge ad hoc Ečer, supra* note 53, p. 120: *Corfu Channel Case（U.K v. Albania）, Dissenting opinion by Judge Azevedo（translation）, I.C.J. Reports 1949*, pp. 90–91. 否定的推論は、提出拒否の真の理由が自己の敗訴可能性の向上であることをまず認定し、提出によって敗訴可能性が向上するという事は、当該証拠は他方当事国の主張する事実を裏付けるものであったことを認定するという、複雑な推論の過程をたどることになる。そのため、状況証拠による事実認定の中でも誤審が発生する可能性は通常の状況証拠に基づく推論と比べても高くなる。

性は無視できない。すなわち、一般論として裁判所は否定的推論の不行使について広範な裁量を有しているとしても、非証明責任国が証拠提出義務に違反するような態度をとった場合、裁判所は否定的推論の行使を義務付けられるのではないかが問題となるのである。

IV-B. 証拠提出義務違反と否定的推論の「裁量の下限」

証拠提出義務違反と否定的推論の関係についてまず検討すべきなのが、両者にとってのリーディングケースであるアメリカ・メキシコ一般請求委員会の Parker 事件である。同事件において委員会は、傍論として国際裁判における証拠提出義務について言及し、そのような義務に違反した場合、委員会はそのことを考慮することができる（may be taken into account）としている[61]。同事件は証拠提出義務違反と否定的推論の何らかの関連性を示唆するものではあるが、委員会はあくまで否定的推論が可能である点についてしか言及しておらず、少なくとも義務違反という法的評価それ自体が委員会に否定的推論を義務付け得ると読むことはできない。

Parker 事件はあくまで傍論という形であったが、両者の関係が主要な争点となった事例も存在する。それが、WTO におけるカナダ民間航空機事件上級委員会報告である。同事件において、民間航空機の輸出を促進するために設立された会社に対する輸出開発公社（EDC）の ASA 社に対する融資の存在について、カナダ側が資料の開示を拒否した点に関するパネルの否定的推論不行使の適法性が争われた。この点についてブラジルは、カナダが証拠提出義務に違反したことおよび[62]、当該義務の履行を強制するためには否定的推論を用いるほかなく、パネルはカナダの提出拒否について否定的推論の行使が義務付けられると解するべきであり、その不行使は違法であることを訴えた[63]。これに対し上級委員会は、パネルによる証拠提出の要請は被要請国に証拠提出を義務付けるものであること[64]、カナダの主張する証拠提出拒否の理由はカナダを当該義務から解放するものではないこと[65]、そして、否定的推論が紛争当事国の何らかの態度に対する制裁や懲罰というよりむしろ、事案解明のための推論

61）*supra* note 22, para. 7.

62）*supra* note 19, paras. 47, 51–53, 182.

63）*Ibid*., paras. 56, 182.

64）*Ibid*., para. 187.

65）*Ibid*., paras. 192, 195–197.

の一種であること、パネルにはその行使や不行使について裁量が存在することを確認した上で[66]、否定的推論を行使しなかったパネルの判断は裁量を逸脱しておらず、適法であることを明らかにした[67]。

同事件においてブラジルが主張したのは証拠提出義務違反を根拠とする「裁量の下限」の縮小であり、上級委員会は証拠提出義務違反が否定的推論の行使義務を導く訳ではないことを明らかにしたと評価することができる。そして、これらの事例を前提に ICJ における証拠提出義務違反と否定的推論の「裁量の下限」について整理すると、以下の 2 点の見解を導くことができるだろう。

1 つ目の見解は、証拠提出義務違反という評価それ自体は「裁量の下限」に何らの影響も与えないというものである。このような見解は、否定的推論があくまで証拠提出を行わなかったという事実から訴訟当事国間で争いのある事実を推論するものであるという原則を貫くものであり、上記の Parker 事件やカナダ民間航空機事件上級委員会報告といった証拠提出義務が実際に問題となった事例における委員会の判断と整合的である。

もっとも、この見解を採用した場合でも、証拠提出義務違反と否定的推論が事実上の関係性を有することは否定できない。本稿が指摘する証拠提出義務の発生要件からして、証拠提出義務の違反は、裁判所による適切な事実認定の可能性を閉ざしてまで、何らかの理由に基づき証拠の提出を拒むことによって成立する。そうであれば、当該「何らかの理由」とは敗訴可能性の向上、すなわち提出を拒否した証拠が自己にとって不利な証拠であったからと評価することは容易であり、証拠提出義務違反という法的評価ではなく、証拠提出義務に違反するような態度それ自体が否定的推論の根拠となることは想像に難くない。

2 つ目の見解は、証拠提出義務違反という評価は、裁判所に否定的推論の行使を義務付けるか、少なくとも「裁量の下限」を縮小させるというものである。この見解と 1 点目の見解の決定的な違いは、否定的推論の行使・不行使を決定するにあたって、証拠提出義務違反を構成する事実ではなく、証拠提出義務違反という法的評価それ自体に意味を持たせるか否かである。

2 つ目の見解からは、Parker 事件やカナダ民間航空機事件は以下のように説明され

66）*Ibid*., paras. 200, 203.

67）*Ibid*., para. 205.

る。まず Parker 事件について、同事件の説示は委員会が否定的推論を行わなければならないか否かについて直接言及したものではない[68]。またカナダ民間航空機事件について、同事件において上級委員会は DSU13 条 1 項に基づく「証拠提出義務」の発生要件を限定しておらず、紛争の当事国はパネルによる証拠提出の要請が行われさえすれば自動的に証拠提出義務を負うことになる[69]。同条に基づく提出の要請は「証拠の偏在」是正といった極限状態にのみ行われるものではなく、あらゆる要請の拒否について裁判所が拒否国に不利な事実認定を強制されるとすると、スムーズな紛争解決を補助するための証拠提出要請制度がかえって紛争解決手続の硬直化を引き起こすことになりかねない。したがって、DSU に基づく紛争解決手続においては、証拠提出義務違反の法的帰結として否定的推論の義務付けを導くことはできない。他方で ICJ における証拠提出義務はその発生要件が WTO におけるそれと比べて厳しく、提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況にのみ発生する。そして、そのような状況下においてなお証拠の提出を拒む場合は拒否国に不利な事実認定が行われてもさして不合理な点はなく、WTO におけるそれとは状況が異なっている。

また、カナダ民間航空機事件において上級委員会は結果としてブラジルの主張を退けたものの、「締約国による協力の拒否は紛争解決システムの機能を損なう可能性があるため、本件のような状況においてパネルは、記録上の事実の総体が、当事者の一方から促された推論を合理的に許容するかどうかを非常に注意深く検討すべき状況であるように思われる。紛争解決制度の存続は、紛争当事者が紛争解決に必要と考えられる情報を提供する義務を遵守するよう誘導するためにパネルがあらゆる手段を講じる意思を持っているかどうかに大きく依存する。特にパネルは、紛争解決手続の過程で、パネルが要求した情報提供の拒否は、自らに不利な推論につながる可能性があることを締約国に明示的に念押しすべきである」[70] と述べた上で上級委員会であれば否定的推論を行ったかもしれないと説示しており[71]、少なくとも上級委員会は証拠提出義務違反という法的評価がパネルにより慎重な判断を要求する点について否定していないと考えることも不可能ではないだろう。

68）*supra* note 22, para. 7.

69）*supra* note 19, para. 187.

70）*Ibid*., para. 204.

71）*Ibid*., para. 205.

しかし、第 2 の見解は否定的推論の義務付けを行わなかった事例に対する反論という消極的な根拠こそ用意できるものの、これを肯定する積極的根拠は乏しい。否定的推論が事実認定に関する裁判所の通常の裁量行使の延長線上にある以上、一定の事態をどのように評価するかといった事項に修正を加えるためには ICJ 規程 53 条のような特別な法則が必要になるはずであり、少なくとも現時点においては、そのような特別な法則の存在を示すことは難しい。

また、WTO と比べて証拠提出義務の範囲が狭い ICJ においては確かに否定的推論の義務付けによって不合理な事実認定が行われる可能性は相対的に低いものの、否定的推論の根拠となる提出拒否という事実はあくまで数ある証拠のうちの一つに過ぎない以上、その他の証拠との一貫性の要請や、提出が拒否された証拠の性質から拒否国に不利な事実を導くことが適当でない場合も想定できる。そのような状況下において、裁判所の自由心証を制限してまで証拠提出義務違反という法的評価に意味を持たせる必要があるのかは疑問が残る。

したがって第 2 の見解は採用し得ず、証拠提出義務違反は、当該義務に違反するような態度が否定的推論の根拠となり得るという、いわば事実上の関係を有するにとどまると理解すべきであろう。

おわりに

本稿は、証拠提出義務を「非証明責任国が裁判所による証拠提出の要請に応じる義務」と定義した上で、ICJ 訴訟において同義務がどのように適用されるかを検討するものであった。

検討の内容を簡潔にまとめると以下の通りである。第 1 に、ICJ における証拠提出義務は ICJ 規程 49 条の解釈によって直接導かれる義務ではなく、ICJ 訴訟を遂行するに際しての訴訟協力の義務として発生するものである。第 2 に、証拠提出義務は、「事実の真空状態」において司法的解決は成立し得ないことを理解した上で ICJ 訴訟による紛争解決を選択した訴訟当事国の意思によって発生するものであり、そうであるが故に同義務には少なくとも（1）提出義務を負う訴訟当事国の協力抜きには適切な裁判が行い得ない状況の発生、（2）当該証拠の提出が訴訟当事国に合理的に受忍すべき範囲を超えていないことという 2 点の発生要件が存在する。第 3 に、訴訟当事国が証拠提出義務に違反した場合、違反を構成する態度そのものは否定的推論の根拠と

なり得るが、証拠提出義務違反という法的評価は裁判所に否定的推論による事実認定を義務付けるものではないし、否定的推論に関する裁判所の裁量に影響を与えるものでもない。

証拠提出義務は証明責任の分配や証明基準の設定、個々の証拠の証明力の評価といった事実認定に関する裁判所の通常の裁量行使とは異なり、「事実の真空状態」をどの程度埋めるつもりで訴訟に臨んだのかという黙示の合意に基礎を置くものであり、それ故に特別の注意を払ってその内容を確定すべきものである。とりわけ本稿が検討した証拠提出義務の第二要件で問題となる証拠提出拒否の正当事由については、個々の訴訟当事国が有している ICJ 訴訟における真実発見とは異なる国家的利益との衡量が求められ、国際関係における利害の複雑化が進んだ今日においてそれは容易な作業ではない。そのような検討を行うにあたっては、ICJ 以外の国際裁判における事例の検討も一定程度有効であると考えられるが、個々の紛争処理機関に対して訴訟当事国が期待する紛争解決の在り方、すなわち「事実の真空地帯」をどの程度まで許容するかという問いの答えが異なってくる可能性がある以上、証拠提出義務の要件の検討はやはり ICJ における判例をその中心に据えるべきである。

ICJ における証拠提出義務は、そもそも ICJ が規程 49 条に基づく証拠提出の要請を行うことについて消極的であるといった事情からその発展が遅れているが、ICJ 訴訟における事実認定の重要性の高まりからか[72]、証拠法の発展において重要な判断が立て続けに下されている[73]。ICJ とは別の裁判所においてもクロアチア・ジェノサイド事件における証拠提出義務に関する説示を引用するものも現れており[74]、そのような裁判所間の相互作用による国際法における訴訟法の発展という観点からも、今後の展開を注視したい。

72）中島啓「国際裁判における事実認定の法構造―証明責任論を素材として」『国家学会雑誌』121 巻 7・8 号（2008 年）95-96 頁。

73）*supra* note 9, paras. 55-56: *Genocide case, supra* note 8, paras. 205-206.

74）*The Arctic Sunrise Arbitration（Netherlands v. Russia）PCA Case No. 2014-02, Hearing transcript day 2 - 11 Feb 2015*,（2015）, p. 20.